

～「工期に関する基準」の実施を中建審が勧告～

適正な工期による請負契約の締結を促し、長時間労働の是正等の働き方改革を促進するため、中央建設業審議会においてあらゆる建設工事を対象に、発注者・受注者が考慮すべき事項の集合体として「工期に関する基準」を作成し、7月31日、公共工事の発注者や建設業団体などにその実施が勧告されました。

詳しくは国土交通省ウェブサイト等をご覧ください。

出典：国土交通省ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html

1.背景・経緯

- 適正な工期による請負契約の締結を促し、働き方改革を促進するため、「新・担い手3法」が成立し、中央建設業審議会が工期に関する基準を作成・勧告できることが規定された。
- これを受けて、中央建設業審議会に「工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ」を設置し、令和元年11月より基準の検討を開始し、令和2年6月の第6回WGにて基準案をとりまとめた。
- WGにおける基準案のとりまとめを受け、令和2年7月20日に開催された中央建設業審議会で基準の内容の審議を行い、7月31日にその実施が勧告された。

2.基準の概要

- 工期に関する基準は6章で構成されており、概要は以下のとおり。
 - 第1章：本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方（公共、民間（下請契約含む））、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に発注者の責務を記載
 - 第2章：自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項を記載
 - 第3章：準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項を記載
 - 第4章：民間発注工事の大きな割合を占める4分野（住宅・不動産、鉄道、電力、ガス）の分野別の考慮事項を記載
 - 第5章：働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨を記載
 - 第6章：本基準を運用するうえで考慮すべき事項等を記載